

## ●●自治会における自治会電子回覧板「結ネット」運用規約

(例)

(主旨)

第1条 この規約は、●●自治会（以下「本自治会」という。）における地域コミュニティ活動の継続と活性化を図るため、地域における情報の共有及び発信をするための自治会電子回覧板アプリ「結ネット」（以下「結ネット」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報の共有及び発信)

第2条 本自治会は、「結ネット」を利用し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 自治会情報（自治会行事、回覧板、防災防犯情報、総会関連、おくやみ、掲示板、ごみの日）の共有・発信
- (2) 「結ネット」登録利用者の承認・把握・管理、閲覧・回答状況の確認
- (3) 災害時の安否確認（訓練を含む。）
- (4) その他自治会が必要と認めること。

(役職及び権限)

第3条 本自治会は、「結ネット」の運用に当たっては、次に掲げる役職の区分に応じ、それぞれ次の権限を有する。

- (1) 管理者（全ての自治会情報の発信、閲覧状況・回答状況の確認と登録利用者の承認・把握・管理）
- (2) 役員（自治会情報の発信、閲覧状況・回答状況の確認）
- (3) 一般（「結ネット」内での情報の閲覧、掲示板での情報発信）

2 管理者及び役員は、総会等で承認を受けるものとする。

(利用者登録)

第4条 「結ネット」を利用しようとする者は（以下「申請者」という。）、「結ネット」のアプリ内において、次に掲げる個人情報を入力する方法により利用者登録の申請をするものとする。

- (1) 氏名
- (2) 所属（班など）
- (3) 役職名（例：班長）
- (4) ●●●●●

アプリの運用にあたっては、氏名、所属、役職、利用端末の情報があれば利用可能です。登録時に必要となる個人情報の入力必須項目は、各自治会により設定可能ですが、真に必要な情報のみとしていただくなど、取扱いにはご注意ください。

2 本自治会は、前項の申請があったときは、入力内容を確認し、適当と認める場合には、申請者の利用者登録をするものとする。

(個人情報の利用制限等)

第5条 本自治会は、第2条に定める事項以外の目的（以下「利用目的」という。）で、

前条第1項の個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本自治会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) その他必要と認められる場合

(個人情報の取扱いの役割)

第6条 本自治会の「結ネット」運用における個人情報の取扱いの管理責任者は、本自治会の会長（以下「会長」という。）とする。

2 管理者及び役員は、第3条第1項に規定する権限を行使して適切に任務に当たるとともに、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

3 管理者は、「結ネット」における個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、会長に連絡するものとする。この場合において会長は、当該事案の事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等を迅速かつ適切に対応するものとする。

(利用上の禁止事項)

第7条 本自治会は、「結ネット」を利用して情報の発信及び共有をする場合において、次に掲げる内容の情報を扱うことを禁止するものとする。

- (1) 政治及び宗教に関すること。
- (2) 他の登録利用者に不利益、損害若しくは不快感を与え、又は迷惑になる行為に関すること。
- (3) 反社会的勢力に及びること。
- (4) その他本自治会が「結ネット」を利用することが不適切と認めること。

(利用者登録の抹消)

第8条 本自治会は、「結ネット」の登録利用者が次のいずれかに該当した場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 転出、転居等により自治会を退会した場合
- (2) 所在が不明かつ連絡不能となった場合
- (3) 虚偽の登録申請をした場合
- (4) この規約に違反をした場合
- (5) 「結ネット」の運用を故意に妨害した場合
- (6) その他本自治会が登録利用者として不適当と認めた場合

(周知)

第9条 本自治会は、この規約を、総会資料、回覧等により、自治会加入者に周知する

ものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、「結ネット」の運用における個人情報の取扱いに関し必要な事項は、本自治会で協議して決定する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。